

令和8年度 施政方針

令和8年第1回岩倉市議会定例会の開会にあたり、令和8年度当初予算案をはじめとする各議案のご審議をお願いするとともに、市政運営に対する基本方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、先般開催されましたミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピックにおいて、本市出身の長谷川帝勝選手が、スノーボード・スロープスタイルで見事銀メダルを獲得されました。世界の頂点を目指し、果敢に挑戦するその姿は、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。一人の若者が抱いた夢が結実したこの快挙は、本市の誇りであり、未来を担う子どもたちにとって、自らの努力と可能性を信じることの大切さを教えてくれる希望の光となりました。岩倉市民憲章に掲げる「小さなまちから大きな夢を」を体現するこの輝かしい功績は、これからのまちづくりへの活力にもつながるものと考えています。加えて、決勝に合わせて開催しましたパブリックビューイングでは、大変多くの方にご来場いただき、会場がひとつになって、大きな声援を送っていただきました。改めて市民の皆様の温かさに触れ、感激するとともに、誇らしく感じたところです。ありがとうございました。

また、昨年末には、本市のまちづくりに大きな影響を与える、尾張一宮パーキングエリアへのスマートインターチェンジの新規事業化が決定しました。これは、長年にわたる一宮市との連携はもとより、多くの皆様のご尽力が実を結んだものであり、全ての関係機関及びご理解とご協力を賜りました皆様に深く感謝申し上げます。改めて申し上げるまでもなく、事業化の決定はゴールではなく、新たなまちづくりへのスタートラインに立ったものであり、今後も関係各所と連携の上、しっかりと事業を進めてまいります。

本市のまちづくりの羅針盤である「第5次岩倉市総合計画」については、策定から4年が経過し、この間のデジタル庁やこども家庭庁の設置といった国の動向、働き方改革の進展や物価高騰など、社会経済情勢の急激な変化に対応するため、基本計画の中間見直しを行いました。令和8年度は、この見直し後の計画に基づき、あらゆる分野でのデジタル技術の活用や、こどもまんなか社会の実現、ゼロカーボンシティの推進、地域コミュニティや防災・減災対策の強化など、未来を見据えた施策を着実に実行に移していく重要な1年となります。

また、令和8年度は、私の市長として3期目の実質2年目を迎えます。私の

マニフェストに掲げましたまちづくりの目標である「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち 3.0」の実現に向けて、各種施策の推進を加速化させていただきます。

それでは、本市における令和 8 年度予算案の概要について、ご説明申し上げます。

令和 8 年度一般会計当初予算案の総額は、過去最大となった令和 7 年度当初予算から 10 億円、率にして 5.0%増の 209 億 2,000 万円としました。

歳出が増額となる要因は、五条川小学校区統合保育園やスマートインターチェンジ整備事業、庁舎空調設備改修事業などに係る臨時的な経費の増加、物価高騰に伴う各種経費の上昇、また、医療、介護、障がい者福祉等に係る社会保障費のさらなる増加、加えて、国の人事院勧告に準ずる給与改定や県の最低賃金の改定による人件費の増加です。

一般会計の歳入につきましては、令和 7 年度の決算見込みや国の地方財政計画における地方一般財源の見込みを勘案し、慎重かつ適切に見積もったうえで、臨時的経費に伴う歳出増などに対応するため、財政調整基金から前年度比 3 億円増の 6 億 2,000 万円を繰り入れることとしました。また、五条川小学校区統合保育園整備事業など公共施設等総合管理計画等に基づく事業への対応として、公共施設整備基金から 6,700 万円の繰り入れも行います。

国民健康保険、介護保険などの特別会計につきましても、医療費の増加や高齢化の進展への対応などにより全体として 0.7%の増となりました。企業会計については、上水道事業会計では岩倉団地配水場系統給水区域を全て県水に切り替えることに伴う県営水道受水料金の増額などにより 6.1%の増、下水道事業会計ではストックマネジメント基本計画の策定や管路施設の耐震診断に係る経費の増加などにより 4.8%の増となっています。

これら、一般会計、特別会計及び企業会計の全体の合計では、令和 7 年度当初予算と比較して 3.8%増の 338 億 3,212 万 9,000 円で、過去最大となりました。

続きまして、令和 8 年度一般会計当初予算に計上しました新規事業や主要事業について、第 5 次岩倉市総合計画の五つの基本目標に基づき、マニフェスト事業との関連も含めて説明させていただきます。

一つ目の基本目標は、「健やかでいつまでも安心して暮らせるまち」です。

母子の健康づくりでは、RS ウイルス感染症が予防接種法の A 類疾病に位置

付けられたことに伴い、妊婦を対象としたRSウイルス母子免疫ワクチンの予防接種を公費負担で実施し、新生児の肺炎や細気管支炎重症化予防を図ります。

成人の健康づくりでは、これまでの節目歯科健康診査の対象年齢に新たに25歳と35歳を加え、若い世代からの歯周疾患の早期発見と予防を図ります。また、高齢者のインフルエンザ予防接種について、重症化リスクの高い75歳以上の方を対象に、より効果が高いとされる高用量インフルエンザワクチンの接種を新たに実施し、感染症対策を強化します。

地域福祉においては、重層的支援体制の充実を図るため、第3期地域福祉計画の中間見直しを行い、支え手と受け手の関係を超えて誰もが主役として参画する地域共生社会の実現を目指します。

高齢者福祉・介護保険では、令和9年度を始期とする第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と認知症施策推進計画を一体的な計画として策定し、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる持続可能な支援体制の構築につなげてまいります。

障がい者・障がい児福祉では、次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を進める中で、多様化するニーズを的確に把握し、引き続き、必要なサービスの確保や相談支援体制の強化を図ります。

二つ目の基本目標は、「個性が輝き心豊かな人を育むまち」です。

子育て・子育て支援では、令和9年4月の開園に向けて、五条川小学校区統合保育園の建設工事を引き続き着実に進めてまいります。新しい保育園では、ZEB Ready（ゼブレディ）の認証を取得した環境配慮型施設とするとともに、国産の木材を多く使用することで、子どもたちの豊かな感性を育み、自然とふれあいながらのびのびと遊ぶことができる環境を整えます。また、公立保育園全体として、保育士を増員することで、保育の質を確保するとともに、受入体制の強化を図ります。

4月から新たに開始します「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」では、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することで、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を創出するとともに、孤立感や不安感を抱える保護者の負担の軽減につなげてまいります。また、事業の開始にあわせて、現在、東部保育園で実施しているリフレッシュ保育は、令和8年6月から、曾野幼稚園において乳児等通園支援事業と一体的に実施することとし、受け入れ体制の確保や専門スタッフの配置など、よ

り効率的・安定的かつ質の高い運営につなげてまいります。

学校教育では、令和7年度から検討を進めています第2期岩倉市教育振興基本計画を策定し、教育をめぐる社会情勢の変化に対応した新たな指針を定め、多様な課題に対応しながら誰一人取り残さない教育の実現を目指します。

また、教育環境の整備として、マニフェストに掲げました「未改修の小学校トイレの早期改修」の実現に向け、五条川小学校本館及び岩倉東小学校北館・南館の大規模改修に向けた設計業務を行います。残る曾野小学校についても、令和10年度までに工事を完了し、明るく清潔なトイレへの改修と老朽化した校舎の修繕を行い、子どもたちが快適に安心して学べる教育環境の実現を目指します。

小学校の水泳授業については、プールの老朽化に合わせて、順次、民間温水プールの活用を進めてまいりましたが、残る岩倉南小学校についても、民間温水プールでの授業に移行します。天候に左右されない環境で、専門インストラクターによる指導を受けることで、泳力の向上と教員の負担軽減を図ります。

中学校の部活動については、少子化が進む中であっても、将来にわたって子どもたちがスポーツや文化芸術に親しめる機会を確保するため、地域連携・地域展開を進めてまいります。その推進役として、新たに「地域クラブ活動総括コーディネーター」を配置して、中学校部活動の地域展開の受け皿となる環境を整備し、令和10年度までに、全ての休日の部活動の地域展開を目指します。

学校給食では、「安全でおいしい魅力ある学校給食の提供」を総合計画の単位施策の一つに掲げており、「質の高い給食の提供」は、マニフェストの施策ともなっています。令和7年度から「ふるさといわくら応援寄附金」の活用メニューに「学校給食の応援」を加えています。ここに寄せられた寄附金を、今定例会で提案しています「学校給食応援基金」に積み立て、思い出に残る、魅力的な学校給食の提供のために計画的に運用してまいります。令和8年度は、この基金を活用した「学校給食応援事業」として、特に子どもたちに人気が高く、学期に1回実施しているセレクト給食について、より子どもたちに喜んでもらえるようデザート等を特別感があるものにするなど献立のさらなる充実を図ります。子どもたちの食への関心と満足度を高めるとともに、寄附をいただいた皆様の想いを、子どもたちの笑顔へとつなげてまいります。

文化財の保護・伝承では、令和8年度は、史跡公園の開園30周年の節目となることを記念し、大地遺跡の価値を再認識する講演会を開催するとともに、親子で楽しめるイベントや市内各所の文化財を巡るスタンプラリーなどを実施します。先人たちが築いてきた郷土の歴史や文化を感じていただくことで、

より一層、地域への愛着と誇りの醸成につながるものと考えています。

スポーツでは、人工芝のサッカーグラウンドや球場といった魅力あるスポーツ施設を備えた石仏公園の整備を進めています。当初計画から工期が1年延伸し、皆様にご迷惑をおかけしているところですが、令和9年度からご利用いただけるよう、着実に工事を進めてまいります。公園内のスポーツ施設には、鍵の受け渡しなどの対面手続きが不要で、スマートフォン等で予約から解錠まで行うことができるスマートロックを導入し、より利便性の高い利用環境を整備します。

三つ目の基本目標は、「利便性が高く魅力的で活力あふれるまち」です。

移動環境では、公共交通の利便性の向上が課題の一つとなっており、マニフェストにおいても「外出支援と交通空白地域の解消のための地域交通の充実」を掲げています。令和7年度、一宮市・稲沢市・本市の3市による「公共交通勉強会」を立ち上げ、現在、行政区域を越えた移動課題の共有と解決に向けた協議を行っています。令和8年度は、特に、市境に位置し生活圏が重なる一宮市の三ツ井・伝法寺地区、稲沢駅周辺の下津地区、そして、本市の川井町・北島町・野寄町地区にお住まいの皆様などを対象として、3市共同によるアンケート調査を実施します。この結果をもとに、公共交通の利用実態や潜在的なニーズを把握し、持続可能な交通ネットワークの構築に向けた検討を進めてまいります。

市街地では、岩倉市都市計画マスタープランにおいて、岩倉駅を中心としたエリアを「にぎわい拠点」と定めており、令和5年3月には、この地区の歴史や魅力を活かし、都市計画道路桜通線の延伸に併せて広場を拡張整備するための「(仮称) にぎわい広場整備基本構想」を策定しました。マニフェストにおいても、「ふれ愛の拠点としての岩倉駅東にぎわい広場の整備」を掲げており、将来のまちの顔となる重要なプロジェクトとして位置付けています。生活、仕事、交流、文化を支える拠点の実現に向け、令和8年度においては、地域の皆様のニーズの把握や民間活力の活用など検討を進めてまいります。

また、1期目のマニフェストから継続的に掲げてきましたスマートインターチェンジの整備につきましては、事業化の決定を受け、詳細設計や用地測量、用地取得などに着手し、早期の開通を目指してまいります。総合計画及び都市計画マスタープランの中間見直しにおいても、スマートインターチェンジ整備予定地の隣接地や近辺の市街化調整区域を「地域振興拡大検討ゾーン」として新たに位置付け、スマートインターチェンジの整備インパクトを最大限に活か

して、本市の新たな活力を生み出す基盤づくりに取り組んでまいります。

上水道事業では、新たな取組として、衛星画像データを活用したAI解析による広域的かつ効率的な漏水調査を近隣事業者と共同で実施し、漏水の早期発見により有収率の向上につなげます。また、計画的に進めている管路の耐震化や、老朽化した配水管の更新工事を八剣町と西市町で行い、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、市民の命をつなぐ給水機能を維持できる、災害に強い強靱な水道づくりを推進します。

下水道事業では、老朽化が進む施設の機能維持と更新コストの平準化を図るため、ストックマネジメント基本計画を策定し、予防保全型管理への転換による施設の長寿命化を推進します。併せて、上下水道耐震化計画に基づき、管路施設の耐震診断を実施し、災害時のトイレ機能の確保や公衆衛生の維持に向けた対策を進めていきます。また、五条川右岸公共下水道建設事業については、石仏町、大地町、下本町、中本町地区での面整備を着実に進め、水洗化普及率の向上による快適な生活環境の実現と、本市のシンボルである五条川の水質保全に努めます。

農業では、本市のブランド野菜である「ちっちゃい菜」の魅力を最大限に引き出すため、漬物としての新たな商品化を企業と連携して取り組みます。食卓を彩る一品として、また、岩倉ならではの土産としてブランド化を図り、知名度の向上と消費拡大により、生産者の意欲向上と地域農業の活性化につなげます。

商工業では、引き続き、商工会、金融機関等と連携して、中小企業・小規模企業を中心とした地元企業の支援を行うとともに、商工会内に設置しているビジネスサポートセンターの運営を支援し、創業支援や販路開拓など、中小企業が抱える経営課題に対する伴走型支援を強化することで、地域経済の活性化を図ります。

観光・交流では、桜まつり事業において、引き続き「日本のさくら名所100選」に選ばれた五条川の桜並木と「東海美の里百選」に認定されているのんぼり洗いや山車の巡行といった伝統文化を守り継ぎながら、夢さくら公園での子ども向けのイベントの実施や飲食店等の出店により、新たな賑わいを創出してまいります。また、友好交流都市である福井県大野市への友好交流バス事業については、新たな取組として、1泊2日で日本一にも選ばれた大野市の美しい星空を楽しんでいただくなどの行程とし、宿泊ならではの体験を通じて、魅力の再発見と市民交流を深める機会といたします。

四つ目の基本目標は、「環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち」です。

水辺環境の整備・活用では、令和7年10月に五条川の桜並木において、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」による被害が確認され、その対策は喫緊の課題となっています。薬剤の注入などの速やかな対応を進めるとともに、食害により倒木の恐れのある桜の伐採を行うことで、本市の貴重な資源であり、市民の誇りでもある五条川の桜並木を適切に管理してまいります。また、令和2年度から行っているジンダイアケボノへの植え替えについても、現地を確認しながら計画的に進めていきます。岩倉五条川桜並木保存会と協力して、先人たちから受け継いだこの貴重な財産を守り育み、次世代へと確実に継承するため、全力を挙げて取り組んでまいります。

緑と公園では、さきほど申し上げました石仏公園を、平常時には緑豊かな空間で多世代が交流できる憩いの場として、災害時には避難場所や活動拠点として機能する公園として、地域の皆様の命と暮らしを守り、笑顔あふれる日常を支える、安心と潤いのある拠点となるよう、着実に事業を進めてまいります。

総合的な環境施策の推進では、脱炭素社会の実現に向けた「ゼロカーボンシティ」の推進を目指して、緑のカーテン事業、ゼロカーボン推進事業者向け懇話会などを引き続き実施します。また、自然生態園についても令和8年度に開園30周年の年を迎えることから、自然生態園の意義や歴史を知り、愛着を持っていただけるような体験型のイベントを開催し、生物多様性の重要性について理解を深める機会を創出します。

廃棄物・リサイクル対策では、分別意識を高め、現在、多くの資源が可燃ごみに混入している状況を改善するため、令和8年4月から、指定収集袋の名称を「燃やすしかなないごみ」に変更します。その愛称を公募しましたところ、大変多くの方にご応募いただき、「分別完了！ リサイクルできるものは入っていないゴミ」に決定しました。ごみを出す瞬間の「気づき」を促すことで、より一層のごみの減量化とリサイクルを進めます。また、中部国際空港等と締結した協定に基づき、令和8年4月から、市で回収した使用済みの食用油を、従来の航空燃料に比べ約80%の二酸化炭素削減効果がある次世代航空燃料「SAF（サフ）」として再資源化する取組を開始します。こうした取組にご協力いただきながら、持続可能な資源循環型社会の構築を目指してまいります。

防災・浸水対策では、避難所機能の強化を図るため、五条川小学校周辺の下水道供用開始に合わせ、学校敷地内に災害用下水道直結型マンホールトイレを整備し、災害時においても衛生的なトイレ環境を迅速に確保できるようにいたします。また、令和7年度からの2か年事業として実施している次世代高度情

報通信ネットワークの設備の更新により、新たな衛星通信規格への移行やデータ通信の高度化等に対応することで、災害時における通信機能の維持・向上を図ります。

消防・救急体制の充実では、複雑化・多様化する消防行政に的確に対応するため、消防職員を増員し、組織基盤の強化を図ります。併せて、消防本部に予防課を新設し、防火対象物に係る検査事務、危険物規制事務及び火災原因調査事務の強化を図ります。また、高齢化等による救急需要の増加に対応するため、救急救命士の技術の高度化に取り組み、助かる命を確実に助けることができる救急体制を堅持してまいります。

防犯・交通安全対策では、引き続き、地域、学校、警察、行政等が連携し、各種防犯活動を実施するとともに、行政区からの要望等に基づいて防犯灯や安全安心カメラを整備し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。その一方で、市民の誰もが、いつどこで犯罪に巻き込まれるか分からないといった不安もあります。ある日突然、犯罪行為に巻き込まれた被害者やそのご遺族は、深い悲しみや精神的苦痛に加え、経済的にも予期せぬ困難に直面されます。こうした方々を孤立させることなく、社会全体で支えることを目的とした犯罪被害者等支援条例を制定し、支援金の支給により経済的負担の軽減を図るとともに、愛知県などの関係機関と密接に連携しながら、被害にあわれた方に寄り添い、必要な支援につないでまいります。

五つ目の基本目標は、「協働と自治による持続可能なまち」です。

市民協働・地域コミュニティでは、持続可能な地域づくりに向け令和4年度から継続的に実施している地域力活性化事業「未来寄合」の取組を拡充します。現在実施している岩倉北小学校区での伴走支援を継続するとともに、新たに二つの小学校区でワークショップ「未来寄合トライアル」等を実施し、地域ごとの実情に即した課題解決の仕組みづくりを支援します。また、行政区のデジタル化を支援するため、引き続き、自治会専用アプリの導入と活用を支援し、回覧板の電子化など、地域コミュニティの活性化と情報伝達の円滑化を図ります。また、自治基本条例に規定されているものの、未制定となっています住民投票条例については、これまでも、その課題について議会と共有してまいりました。市民の市政への参加に関わる重要なテーマであることから、改めて議論を再開したいと考えています。令和8年度は、無作為抽出により選ばれた市民の方々による「市民討議会」を開催し、多様な視点からのご意見を丁寧に向い、社会情勢の変化や本市の実情に即した条例の方向性について検討を進めてま

います。

行政経営・財政運営では、小中学校や市役所などの公共施設について、総合管理計画等に基づき、計画的な施設改修や再配置の取組を着実に進めているところです。令和6年度末をもって廃止しました「旧青少年宿泊研修施設 希望の家」の施設の取壊し工事を進めるとともに、その跡地について、市民の皆様とのワークショップにおいて描かれたアイデア等を基に、新たな都市公園の整備に向けた検討を進めてまいります。

また、将来世代に過度な負担を残さないための「受益者負担の適正化」につきましても、総合計画の個別施策の一つに掲げているところです。施設の老朽化や物価高騰等により維持コストが増加する中、負担の公平性を保ち、質の高いサービスを維持するためには、施設をご利用いただく皆様にも相応のご負担をお願いすることも必要となってまいります。このため、令和8年10月からの改定を目指し、公共施設の使用料や手数料を見直す条例案を今定例会に提出させていただいています。併せて、将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、水道料金を改定する条例案も提出しています。市民や事業者の皆様には、ご負担をお願いすることになりますが、安全・安心な社会インフラを守り、行政サービスを安定的に維持するために必要な措置ですので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

五つの基本目標に基づく主な施策は以上のとおりですが、続いて、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業についてご説明申し上げます。昨年12月議会の追加補正予算での「第1弾」、1月臨時会における補正予算での「第2弾」に続き、「第3弾」の物価高騰対策として、令和8年度当初予算において二つの事業を実施します。一つ目は、水道料金の基本料金半額の免除です。物価高騰の影響を受けている市民の皆様や事業者の負担を広く軽減するため、水道料金の基本料金の半額を1年間免除いたします。二つ目は、学校給食費の保護者負担軽減です。小学校給食費については、国の事業において、1人1か月あたり5,200円の交付金が交付されますが、令和8年度は、不足する食材費について、交付金を活用して公費負担とし、無償化を実現します。また、中学校給食費についても、食材費の高騰分を同様に公費で支援することで、保護者負担を据え置き、給食の質と栄養バランスを維持してまいります。

以上、令和8年度予算案の概要と主要な施策についてご説明申し上げます。

私がマニフェストの副題として掲げました「ふれ愛広がるウェルビーイングなまちづくり」は、行政だけで成し得るものではありません。コンパクトなまちの特色を活かし、市民の皆様お一人お一人が、まちづくりの主役として輝き、互いに支え合うことで、居場所や生きがいを感じられるウェルビーイングなまちの実現につながるものと考えています。総合計画の中間見直しで定めた新たな指針のもと、職員一丸となって行政課題に果敢に挑戦し、市民福祉の向上と本市の発展のために誠心誠意、全力を尽くしてまいります。市民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、令和8年度に向けての施政方針といたします。